

議案第45号

旧白石和太郎洋館設置条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

旧白石和太郎洋館設置条例の一部を改正する条例

旧白石和太郎洋館設置条例（平成17年条例第231号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第8条 洋館の使用料は、1日 <u>520円</u> とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、 免除することができる。 (1)～(3) (略)	(使用料) 第8条 洋館の使用料は、1日 <u>510円</u> とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、 免除することができる。 (1)～(3) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の旧白石和太郎洋館設置条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

